

## 尾道市創業支援補助金 よくあるご質問

### Q1. 支援の対象となる業種は何ですか？

A1. 中小企業信用保険法施行令第1条に定められた業種を対象とします。

※同施行令において以下の業種は対象となりません。

- 農業
- 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- 漁業
- 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

### Q2. 支援が受けられるのは、尾道市民に限られますか？

A2. 限られません。尾道市内に新たに事業所を開設する新規創業者が支援の対象となります。

### Q3. 第二創業は対象となりますか？

A3. 支援の対象とはなりません。

支援の対象となるのは、事業を営んでいない新規創業者です。既に事業を営んでいる事業者において、業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業については、支援の対象とはなりません。

### Q4. フランチャイズ契約に基づく事業は、支援の対象となりますか？

A4. フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づき行う事業は、支援の対象とはなりません。フランチャイズの経営ノウハウやブランド力、マーケティング力によって、補助金を活用せずとも、創業の初期段階から安定した経営が期待できると見込まれるからです。

### Q5. フリーランスで働いており、はじめて店舗を持ちますが、補助金対象になりますか？

A5. 開業届をしていなくても、フリーランスは税法上、個人事業主のくくりの中に含まれます。原則として対象になりませんが、個別に対応しますので詳しいお話しをお聞かせください。

### Q6. 4年間美容室に勤務し、2年ほどフリーランスで美容業をしています。フリーランスの美容業を続けながら、カフェを開きたいと思います。補助金対象になりますか？

A6. 開業届をしていなくても、フリーランスは税法上、個人事業主のくくりの中に含まれます。全く異なる事業を開始される場合でも、こちらの制度で定義する「新規創業者」には該当しませんので、対象にはなりません。

### Q7. 自分で改装したいのですが、材料費は補助金対象になりますか？

A7. 経費の妥当性が確認できませんので、ご自分で改装する際の材料費は対象となりません。

### Q8. 尾道市創業支援補助金交付要綱第3条第2項に規定する「その他市長が適切でない」と認めるとき。」とはどんなときですか？

A8. 主には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域での創業を想定しています。